

平成27年11月4日

平成27事業年度内部監査（給与及び賞与の適正性 に関する監査）報告書

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構
理事長 近藤達也 殿

監査室長 藤井明弘

独立行政法人医薬品医療機器総合機構内部監査規程（平成17年規程第9号）第8条の規定に基づき、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「PMDA」という。）の平成27事業年度内部監査（給与及び賞与の適正性に関する監査）について、以下のとおり報告します。

1. 監査概要

平成27事業年度内部監査計画に基づき、PMDAの役職員に対する適正な給与及び賞与の支給処理が行われているかに関して、平成27年4月1日現在の職員構成において、職種別に約1割の人数を抽出し、給与及び賞与の支給明細書の監査を実施した。

なお、監査の実施期間、対象等は以下のとおりである。

- （1）監査実施期間：平成27年10月16日～平成27年10月30日
- （2）監査実施者：監査室2名
- （3）監査内容：平成27年4月及び7月の給与並びに平成27年6月の賞与の支給額の適正性の確認
- （4）監査対象者数：各130人（合計390人）

【各内訳】 役員	1人
職員（プロパー）	70人
職員（出向者）	12人
継続雇用職員	1人
任期付職員	1人
特任職員	2人
嘱託	9人
修学職員	1人
事務補助員	33人

(5) 監査対象者の抽出方法

職種ごとに監査室が指定した人数（上記【内訳】参照）について、PMDAに所属している職員のうち、

- ① 4月支給の給与及び6月支給の賞与では、職員番号の大きい職員から、
 - ② 7月支給の給与では、職員番号の小さい職員から、
- それぞれ数えて、監査対象人数を抽出し、監査対象者とした。

2. 監査結果

(1) 監査の方法

監査対象者に関して、

- ① 給与に関しては、各人の給与支給明細書の支給額及び法定控除額の確認を行った。確認にあたっては、必要書類（能力基準給・職務給の記載された辞令の写し、雇用条件通知書、就業月報、諸手当の認定簿、健康保険料及び厚生年金保険料の本人負担額など）と照らし合わせた上で検算した。
- ② 賞与に関しても、各人の賞与支給明細書の支給額及び法定控除額の確認を行った。確認にあたっては、必要書類（能力基準給・職務給の記載された辞令の写し、雇用条件通知書、賞与係数、期間率、健康保険料及び厚生年金保険料の本人負担額など）と照らし合わせた上で検算した。
- ③ その他、職員課給与事務担当者に対して、適宜ヒアリングを行い、給与及び賞与支給事務の業務の流れや各種計算方法、その他疑問点について確認した。

(2) 監査の結果

上記(1)①及び②の検算及び③における職員課給与事務担当者に対するヒアリングの結果、監査対象者に関する給与及び賞与の適正性が確認できた。

ただし、7月支給の給与に関する監査対象者1名（既に支給された給与から遡及して差額の控除が必要な休職者）に関しては、人事給与システムで適正な支給額が計算されないため、職員課給与事務担当者が適正な支給額に手動で修正していた。

また、4月支給の給与に関する監査対象者1名の通勤手当について、認定簿の認定額と支給額が異なっており、調べたところ、認定簿の認定額の誤記であった。

さらに、7月支給の給与に関する監査対象者3名において、通勤手当認定簿の認定額に対して、総務部長の認定印が漏れていた。

(3) 指摘事項

① 上記の監査の結果を受けて

ア 人事給与システムにおいて、適正な支給額が計算されない不具合については、逐次システムの保守改修を行い、不具合の解消に努めており、

今回の監査においても休職者への遡及差額控除の部分は改修済みであることを確認した。今後も逐次、必要に応じて保守改修を実施し、システム運用の安定化に努めることが望まれる。

イ 通勤手当の認定簿に認定額が誤って記載されていたもの、及び総務部長の認定印が漏れているものについては、適正な金額への記載の修正及び総務部長の認定印の追加を指示した。なお、現在は修正がされていることを確認済みである。

ウ なお、上記イに伴い、PMDA全職員の各種認定簿が正確に記載され、認定されているかに関して、総務部職員課に対して確認することを指示した。併せて、今後においては、各種認定簿に関しては、給与支給にあたり、その都度、適切に事務処理を行うよう指示した。

② 今回の監査の中で、各種認定簿の認定額が修正テープ等を使用して修正されているものが散見された。当該証拠書類の性質上、修正も適切に行われるべきであり、その旨指摘を行ったところ、現在は二重線・訂正印を用いて適切に修正がされているとのことであった。

以上